

議第 2 号 都市計画法第 34 条第 12 号指定区域（市条例施行規則第 4 条の規定に
基づく別表第 2 関係）の廃止について（日高市決定）

都市計画法第 34 条第 12 号指定区域（市条例施行規則第 4 条の規定に基づく別表第 2 関係）の廃止について

1 概 要

都市計画法第 34 条第 12 号指定区域に係る指定手続を行った区域について、進出意向を示していた企業による指定区域の廃止の申出に伴い、市指定運用方針の規定により当該区域の廃止手続を行うものです。

2 対象区域等

大谷沢地内

- (1) 区域 日高市大字大谷沢（元上大谷沢新田分）字藤塚
8 番 1、8 番 2、8 番 3、9 番 1、9 番 2、9 番 3
(※別図 1 参照)
- (2) 面積 約 1.67 h a
- (3) 土地利用構想 工業系地域
- (4) 予定建築物等の用途 倉庫
- (5) 廃止理由 事業計画中止のため。

別図1

